

鳥取砂丘月面実証フィールド利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取砂丘月面実証フィールド（以下「フィールド」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 鳥取県は、国立大学法人鳥取大学との間で令和5年2月7日付けで締結した「鳥取イノベーション実装フィールドの設置及び運用に関する覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、国立大学法人鳥取大学乾燥地研究センター内（鳥取市浜坂1390-1）にフィールドを設置し、県内外の企業、研究機関等に対して実証の場を提供することで、本県における宇宙関連産業創出及び地域活性化を図る。

(利用対象施設等)

第3条 利用対象施設及び設備は、次の表のとおりとする。

施設名	施設設備等の内容
鳥取砂丘月面実証フィールド	○フィールド全体面積(0.5ha) 斜面ゾーン(23m×50m)、平面ゾーン(10m×100m) 自由設計ゾーン(45m×50m)

(利用対象者)

第4条 フィールドを利用できる者は、その利用目的が第2条に定める設置目的に資するものとして商工労働部長が認めた者のうち、本県と連携し、本県の産業振興、地域振興に繋がる取組を行おうとする者とする。

2 なお、次のいずれかに該当する者は利用できないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(利用時間等)

第5条 フィールドの利用時間等は、日曜日、土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）以外の日とする。

2 フィールドの利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に商工労働部長が認めた場合は、フィールドを利用することができる。

(費用負担)

第6条 フィールドの利用者（以下「利用者」という。）からは、利用に要する費用負担として、1日あたり2万円を徴収する。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、無料とする。

- (1) 県内に事業所等を有して事業活動を行う者又は学生団体が利用する場合（営利利用の場合を除く）
- (2) 学校、学術研究機関等が教育又は研究のために利用する場合

2 前項の費用は、利用期間終了後に、本県の指定する方法で支払うものとする。

(原状回復)

第7条 利用者は、利用期間が終了したとき、又は第14条の利用承認の取消しが行われたときは、フィールドを原状回復して返還しなければならない。

(利用期間)

第8条 フィールドの利用は1日単位とし、1回の利用申込で申込可能な期間は7日間を限度とする。

2 7日間を超えてフィールドを利用しようとする場合は、新たに利用申込を行わなければならない。

3 同一の利用者による継続利用が可能な期間は、利用開始の日から1か月間を限度とする。ただし、フィールドの利用に空きがある場合は、1か月を超えて利用することができる。

(利用申込)

第9条 フィールドを利用しようとする者は、利用希望日の1月前までに様式第1号の鳥取砂丘月面実証フィールド利用申込書（以下「申込書」という。）により申込みを行うものとする。

2 前項の申請は、利用希望日の属する月の6月前の月の初日から受け付けるものとする。

(利用の可否の通知)

第10条 商工労働部長は、前条の規定により提出された申込書の内容を審査し、第4条の要件を満たす場合は承認を行うものとする。ただし、利用を承認することにより、フィールドの適正な運営ができないと認められる場合を除く。

(実績報告)

第11条 利用者は、利用期間終了後7日以内に、様式第2号の鳥取砂丘月面実証フィールド利用実績報告書（以下「報告書」という。）により報告を行うものとする。

(利用者の心得)

第12条 利用者は、フィールドの利用に当たっては、この要綱及び商工労働部長又は商工労働部長が指名する者の指示等に従い、フィールドが立地する鳥取大学及び他の利用者の迷惑になることのないよう最善の配慮をしなければならない。

2 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本来の利用目的以外に利用しないこと。

(2) 利用する権利を他の者に譲渡し、また転貸しないこと。

(利用予定の変更等)

第13条 利用者は、利用者側の事由により利用の予定を変更又は中止する場合は、速やかに商工労働部長にその旨を連絡しなければならない。

2 前項の連絡は、第9条第1項の利用申込書を準用して行うものとする。

(利用承認の取消し等)

第14条 商工労働部長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用を停止することができる。

(1) この要綱、関係する法令、規程等に違反したとき

(2) 利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき

(3) 詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき

2 前項に定める場合のほか、覚書が解除になった場合には、商工労働部長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。その場合において、利用者は商工労働部長が指定する日までに退去しなければならない。

3 前2項の規定による利用承認の取消しによる利用者の損害については、利用者の負担とし、県はこれを負わないものとする。

(指示)

第15条 商工労働部長は、フィールドの適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

(賠償責任)

第16条 利用者は、故意又は重大な過失によりフィールド、設備等を損傷又は滅失したとき

は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、フィールドの利用について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降のフィールド利用に適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 3 日から施行する。

鳥取砂丘月面実証フィールド利用申込書

鳥取県商工労働部長 様

住所
申請者 企業・団体名
代表者職氏名

フィールドを利用したいので、鳥取砂丘月面実証フィールド利用要綱第 9 条第 1 項の規定により以下のとおり申し込みます。

利用希望時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
利用の目的・内容		
	利用するフィールド ☐ 斜面 ☐ 平面 ☐ 自由設計ゾーン	
利用責任者 及び連絡先	職・氏名	
	メール	
	携帯電話	
鳥取県との連携が想定される、本県の産業振興・地域振興に繋がる内容 ※具体的な連携内容は双方の調整により決定します。	☐ とっとり宇宙産業ネットワークへの参画 ☐ 情報発信〔例：試験の一部をメディア公開、鳥取砂丘月面化プロジェクト、本県の宇宙産業創出の取組、鳥取砂丘の発信〕 ☐ 県内企業の人材育成〔例：県セミナーの講師、交流会に参加〕 ☐ 県内学術機関（大学等）、県内企業との共同研究、協業 ☐ 鳥取砂丘の環境保全活動、SDG s 推進に繋がる取組 ☐ その他（ ）	
期間中の実証試験等のスケジュール	※フィールドを占有する期間全体について記載のこと	
フィールド利用にかかる費用負担（想定）	フィールド利用 日間 × 2 万円 = 万円	
フィールド利用予定人数及びメンバー内訳		

※フィールド利用終了後には、原則、利用者の実費負担でフィールドの形状を利用前の状況に原状回復する必要があります。整地業者（トラクター等を使用）の斡旋を希望しますか？

⇒ ☐ はい ☐ いいえ

鳥取砂丘月面実証フィールド利用実績報告書

鳥取県商工労働部長 様

報告者

住所
企業・団体名
代表者職氏名

鳥取砂丘月面実証フィールド利用要綱第 11 条の規定により以下のとおり報告します。

利用期間 (A)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
利用期間のうち、フィールドを利用しなかった日 (B)	※日にちと理由（休日、荒天など）をあわせて記載すること
フィールド利用日数 (A) － (B)	日間
フィールド利用にかかる費用負担の積算	フィールド利用 日間 × 2 万円 = 万円
フィールド利用の内容及び得られた成果	